

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

路線名	一般国道百四十号
供用開始の区間	秩父市荒川久那字下モ屋敷三七七五番一地从り同市荒川久那字本平沢三七五四番九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	令和六年二月六日
備考	令和五年二月十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長九五・〇メートル